

【重要】契約条項一部改訂のお知らせ

お客様各位

2022年11月10日

いつも弊社をご利用いただき、ありがとうございます。

2022年11月14日（月）をもって弊社の契約条項を以下のとおり改訂いたします。

改訂箇所：下表をご参照ください。

※改訂後の契約条項は2022年11月14日（月）より順次適用されます。

※事務処理の都合により、改訂前であっても改訂後の契約条項が交付される場合があります。

新旧対照表（アイフルビジネスファイナンス契約条項）

<事業者ローン・不動産担保ローン>

改訂後	改訂前
第11条（報告義務） 1. 債務者等は次の各号の事由が一つでも生じた場合は、その都度直ちに当社に連絡し、当社の指示する方法で報告するものとします。	第11条（報告義務） 1. 債務者等は次の各号の事由が一つでも生じた場合は、その都度直ちに書面の提出をもって報告するものとします。

<診療報酬担保ローン>

改訂後	改訂前
第11条（報告義務） 1. 債務者等は次の各号の事由が一つでも生じた場合は、その都度直ちに当社に連絡し、当社の指示する方法で報告するものとします。	第11条（報告義務） 1. 債務者等は次の各号の事由が一つでも生じた場合は、その都度直ちに書面の提出をもって報告するものとします。

※ビジネスローンは第12条と読み替える

<売掛金担保融資（ABL）>

改訂後	改訂前
第12条（報告義務） 1. 債務者等は次の各号の事由が一つでも生じた場合は、その都度直ちに当社に連絡し、当社の指示する方法で報告するものとします。	第12条（報告義務） 1. 債務者等は次の各号の事由が一つでも生じた場合は、その都度直ちに書面の提出をもって報告するものとします。

【 お問い合わせ先 】

0570-012055

受付時間：平日9：30～18：00

以上